



色といどいのお花に夢中! きれいだね!

ひまわり保育園 たんぽぽ組 (2歳児)

暖かい日も増え、「おさんぽ」に出かけることも多くなりました。ひまわり保育園の子ども達も陽気に誘われ「おさんぽ」へ。道路際に咲くチューリップや芝桜に子ども達興味津々の様子でした。

びほろ町

ぎがい

新年度予算など審議 3月定例会のあらまし
行政報告・平成25年度補正予算など…………… 2 P

こんなことを決めました
平成26年度当初予算案を原案可決…………… 4 P
条例の制定・一部改正など…………… 6 P

こんなことを聞きました
一般質問 7人登壇…………… 8 P

議会ホームページを新設
4月から議会ホームページを新設…………… 15 P

政務活動費の公開
平成25年度分の使途別集計表を公開…………… 16 P

No. 212 平成26年6月1日

平成26年3月定例会は3月6日に招集され、会期を3月20日までの15日間と決定しました。議員7人による一般質問、条例改正や補正予算、新年

3月定例会

度関連議案などを審議し、休会中の4日間で疑問点を整理するなど、慎重に審議を進めた結果、会期を1日間短縮して3月19日に閉会しました。

会期を1日間短縮して閉会

審議など

原案どおり可決しました

会期・日程のあらまし

6日 会期を20日までの15日間と決定し、町長から行政報告を受けた後、人事案件及び25年度関連議案を審議し、町提出議案を原案どおり可決しました。続いて、26年度関連議案が一括上程され、町政執行方針と教育行政執行方針が示されました。その後、橋本議員より還付加算金未払の処理顛末に関する緊急質問の申し出があり、追加日程の有無を会議に諮りましたが、6対5の反対多数で否決されました。一般質問では、1議員（中嶋）が登壇し、ひとり親等の外来医療費助成など活発な議論が展開されました。

7日 前日に続き、5議員（新鞍・坂田・上杉・岡本・吉住）が一般質問に登壇し、空き家対策・まち育講座・過疎債事業の活用・地域集会所の給湯器設置・町長の政治姿勢などについて活発な議論が交わされました。

8日から9日 休日休会

10日 7日に続き、1議員（大江）が一般質問に登壇し、国保税の引き下げなどについて、活発な議論が交わされた後、各担当部長から新年度関連議案について説明が行われました。**11日から14日** 議決休会（4日間で、各議員が新年度予算案の疑問点を整理しました）

15日から16日 休日休会

17日 休憩中に各議員による議案の疑問点を整理し、その後、議案に対する質疑が行われました。

18日 前日に引き続き、新年度関連議案に対する質疑が行われました。

19日 休憩中に会派等審議が行われた後、表決に入り、新年度関連議案18件を原案どおり可決しました。その後、町長より追加の行政報告、農業委員会委員の推薦などの議案が追加提案され、原案どおり可決しました。続いて、4件の意見書案を可決し、専決処分など5件の報告を受け、全日程を終了したことから、会期を1日間短縮して閉会しました。

専決承認

■平成25年度一般会計（第8号・第9号）

ソチオリンピック・パラリンピック支援対策、町道除排雪作業等に急を要したため、専決処分を行いました。

補正予算

■平成25年度一般会計補正予算（第10号）

歳出の増額補正を行いました。主な内容は、次のとおり。

- 地域の元氣臨時交付金のうち、平成26年度実施予定事業の財政調整基金積立金 2647万円
- 病院事業会計負担事業費 1億18万6千円

○強い農業づくり事業費 2億6548万2千円

○その他、年度末の事務事業の確定などによる整理を行いました。

■平成25年度特別会計・企業会計

国民健康保険特別会計は、直営診療施設に係る特別調整交付金増額による繰出金増額など、年度末の事務事業の確定などによる整理を行いました。

介護保険特別会計は、居宅介護・施設介護サービス給付費の増額など、年度末の事務事業の確定などによる整理を行いました。

各会計補正額と補正後の総額

（ ）内は補正回数

会計別	補正額	補正後の総額
一般会計(第8号～第10号)	3億4848万円	101億7198万円
特別会計		
国民健康保険(第4号)	△1046万円	29億5833万円
介護保険(第3号)	8030万円	15億6256万円
公共下水道(第2号)	△169万円	8億9288万円
個別排水処理(第3号)	△116万円	7989万円
水道事業会計(第3号)	△2279万円	6億9969万円
病院事業会計(第3号～第4号)	△9266万円	21億437万円

※金額は、万円未満を切り捨てて表示しています。

公共下水道特別会計・個別排水処理特別会計・水道事業会計・病院事業会計は、年度末の事務事業の確定などによる整理を行いました。

町長の行政報告(要旨)

◆ご寄附

12月16日、稲美在住の坂田米夫様から、町のために役立てて欲しいと200万円を、更に社会福祉のために役立てて欲しいと200万円を、1月6日、東1条北1丁目在住の永澤則次様から、故永澤はつよ様が生前町にお世話になったお礼として、社会福祉のために役立てて欲しいと100万円を。それぞれご厚志をありがたくお受けし、ご趣旨に沿って活用していきます。

◆東日本大震災被災地への職員派遣

現在、宮城県山元町へ派遣している職員は、平成25年度で派遣が終了するため、新たな職員1名の長期派遣について北海道町村会に申し出を行ったところ、岩手県大槌町から被災商工業者支援業務のための派遣依頼があり、職員派遣を決定しました。本町は、これまで被災地への支援として、義援金・救援物資等の提供、職員の長期派遣を行っており、今後も、被災市町村からの要請に応えていきます。

◆防衛計画の大綱

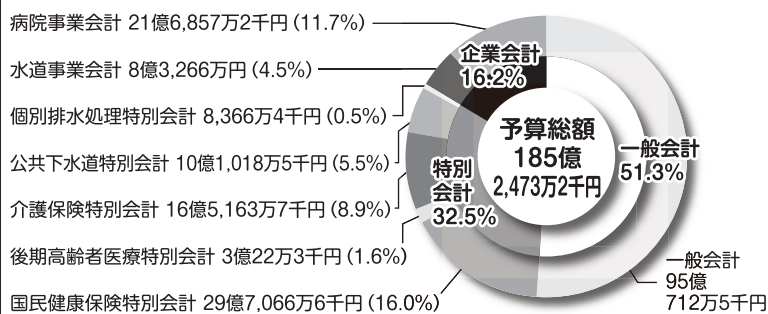
今後の防衛体制整備の方向性が、新たな防衛大綱で示され、「統合機動防衛力」を構築するための部隊の改編等による美幌駐屯地部隊への影響が懸念されることから、今まで以上に情報の収集に努め、より一層強力な要望活動に取り組んでいきます。

新年度予算案

町提出案件全ての議案が



平成26年度各会計の予算規模



平成26年度の一般会計当初予算額は、前年度当初予算額を上回る95億712万5千円に5特別会計と2企業会計を合わせた総額では、185億2473万2千円（対前年度比2・9割増）となる当初予算案を審議し、原案どおり可決されました。

26年度予算総額は185億2473万2千円に
対前年比2・9割、5億2760万3千円増の予算規模

人事

次の方の推薦・選任に同意しました

■農業委員会委員の推薦

東 砂裕理氏（新任）
福住 655番地



■オホーツク町村公平委員会委員の選任

奥谷 公敏氏（再任）
湧別町曙町119番地

財産の譲渡・貸付

てん菜共同育苗施設の建設用地を確保するため、美幌町農協に旧上美幌小学校校舎及び体育館、浄化槽施設を無償で譲渡し、てん菜共同育苗施設の敷地となる土地を無償で貸付するもの。

指定管理者の指定

各施設の指定期間が満了となることから、引き続き管理を次のとおり指定しました。指定期間は平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間。

- 美幌峠レストハウス展望休憩室↓美幌商工会議所
- 美幌ターミナル物産センター↓美幌観光物産協会
- 美幌職業訓練センター↓美幌職業訓練協会
- 農業実習施設・休憩施設・森林公園・農村公園↓美幌みどりの村振興公社



◆町立国保病院の医師確保

常勤医師の中野昌志副院長、松岡功治院長、高橋富彦院長の3名から、平成26年3月末での退職願の提出があり、退職を承認しましたが、外科の常勤医師確保が困難なため、4月からは北里大学から1ヶ月交代の非常勤医師での診療体制を検討していきます。

また、小児科は、古賀正啓医師（36歳）が4月1日から診療を開始します。

これにより、常勤・非常勤医師8名体制となりますが、今後も引き続き、地域医療を守る観点から地域に必要な医師確保対策に取り組んでいきます。

◆ソチオリンピック・パラリンピックの競技結果

久保恒造選手がバイアスロン競技で3位入賞し、メダル獲得の快挙を成し遂げるなど、オリンピック・パラリンピックに日本代表として、本町から4名の選手を輩出できたことは大変名誉であり、次世代を担う子どもたちをはじめ、多くの町民に大きな夢と希望を与えたことから、その功績を讃え、久保選手・石田選手・藤村選手・鈴木選手に賞を贈る考えであります。



一般会計95億712万5千円

対前年度当初比0・9増の予算規模

国では持続可能な制度を構築してデフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立を目指している一方、本町では景気回復の実感が未だ十分浸透せず、長引く景気の低迷による雇用・所得環境の悪化により、依然として厳しい状況が続いている中でも住民に安全・安心な環境を提供し、自治基本条例で定められている健全な財政運営を確立した上で、未来への責任を果たすことを目指して予算編成作業を取り進めました。ここでは、一般会計を中心に予算質疑の内容をお知らせします。

総務費

公文書管理事業費

問 今回、臨時職員賃金が計上されているが、内容については。

答 今までの簿冊方式ではなく、今回導入するフアイリングシステムに移行する中で、簿冊管理では生じなかった作業が出るため、公文書管理そのものではなく、移行作業のために、臨時職員を雇用するものである。

国内外交流事業費

問 過去にも、ケンブリッジを訪問していると思うが負担金の内容は。

答 今回は、ワイパ地区の150周年祭であり、ケンブリッジからの招待である。あくまでも、招待に応じる本町の代表として、関係機関や団体の代表者が公式訪問するため、公費で実施することになる。

住民活動推進事業費

問 今回の改定で、補助金の計算方法を変え、人割を廃止している。世

帯割を増額した理由は。

答 今後、人口減少が想定され、自治体活動も世帯ごとの活動が主となっている。数字の算出根拠はないが、自治会の運営に要する経費を補助金として、どのように支援するかを協議した結果、このような内容にすべきとの結論に至っている。



防災活動推進事業費

問 当初予算で啓発用の非常用持ち出しセットを各戸に配付する事業が組まれているが、予算執行に對しては、町民の声を聞いた方が良いのでは。

答 あくまでも自助の部分で防災意識を持つきっかけとなるために提案している。今後、自治会を通じて協議し、より活用しやすく、町民が希望す

るものを配布していきたい。



民生費

子ども・子育て支援事業

問 国の制度はあるが、本町独自の支援制度を十分考えて、計画を立てるべきだと考えるが。

答 子どもや保護者のさまざまな仕組み、ある一定の負担基準を定め、幼稚園や保育所が同じように子育てできる仕組みづくりを進めていきたい。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

問 小規模多機能施設は、通所ができる施設でもあるため、町民のニーズも高いと思うが、施設整備の見通しはどうか。

答 行政ができることは実施し、民間で採算が

合う部分は民間の力を借りるという柱を守り、状況を見極めながら進めていきたい。

認可外保育所利用者補助金

問 町立の認可外保育で実施していない0歳児保育がある。公的保育と私的、民間保育の兼ね合わせを十分見ながら、公的に実施すべきでは。

答 現在、次世代育成行動計画のニーズ調査の集計がある程度出来ている。その結果を分析し、今後の取り組みを検討していきたい。

衛生費

医療従事者就業支援補助金

問 昨年度から導入され、昨年度より補助金が増額されている。この支援事業の実施に当たって、どのように周知されているのか。

答 事業所にとってもメリットはある。説明会を開催するなど、事業所も求人努力しているため、申請の漏れがないように確認している。

と主な事業

◆新規又は拡大事業 ◇継続事業 (対前年比)

商工費	3億9,418万4千円 (7.5%)
◆地域資源活用・販路拡大事業	873万1千円
◆交流促進センター施設維持管理委託料	700万円
◆宅配移動便利サービス利用促進事業補助金	60万円
土木費	10億3,399万4千円 (3.7%)
◆公営住宅駐車場整備工事	2,983万1千円
◇樋門ポンプ電気料・各樋門ポンプ設置等委託	462万5千円
消防費	4億6,209万円1千円 (△1.0%)
教育費	9億5,543万3千円 (6.8%)
◆中学校トイレ洋式化事業	1,732万9千円
◆小学校社会科副読本の改訂	340万円
公債費	13億457万4千円 (△1.9%)
職員給与費	13億4,980万4千円 (△2.0%)
予備費	100万円 (0.0%)
合計	95億712万5千円 (0.9%)

休会中に新年度予算審議の疑問点整理を実施

3月定例会の休会中には、会派（一燈会）と無会派の2つのグループに分かれ、新年度予算の内容に疑問がある点について、各部局に資料等を要求しました。

担当者から直接説明を受けることで、疑問点の整理を行い、新年度予算における新規事業や事業の拡充など、事業内容について理解を深めました。（写真は、部局からの聞き取りを受ける様子）



◆会派（一燈会）の様子



◆無会派の様子

議 会 費	8,673万3千円（ 8.1%）
総 務 費	3億7,337万2千円（ 1.5%）
◇地域防災計画に基づく防災体制の整備	1,711万円
◇ファイリングシステムのモデル導入	1,001万9千円
◇国内外研修交流事業	311万円
民 生 費	22億18万3千円（ 4.9%）
◆コミュニティセンター耐震補強事業	5,687万3千円
◇平成27年度開始の子ども・子育て新制度準備	947万8千円
衛 生 費	9億714万円（ 13.5%）
◇第Ⅱ期埋立処分場整備工事	2,562万9千円
◇特定健康診査	225万1千円
労 働 費	3,323万円（△ 8.6%）
農 林 水 産 業 費	4億538万7千円（△ 32.9%）
◆てん菜育苗センター補助金等	1,938万7千円
◆認証林普及事業補助金	230万円

農林水産業費

みらい農業センター費

問 みらい農業センターは、新規就農の拠点施設であり、新しい作物を開拓するなど、果たす役割は大きいと思っているが、費用対効果について、お金の面だけでは、換算できないものもある。町は、当然、経費をかけており、最終的には農業振興につながる、農業所得につながると思うので、今後とも進めていきたい。

答 費用対効果については、お金の面だけでは、換算できないものもある。町は、当然、経費をかけており、最終的には農業振興につながる、農業所得につながると思うので、今後とも進めていきたい。

係

問 本町でも、13団体でTPPに反対する組織が作られている。管内のリーダー的な役目を果たすためにも、町長の思いはどうか。

答 当初の気持ちとは全く変わっていない。息切れしない対応が必要だと思うので、本町のみだけでなく、連携しながらしっかりと取り組んでいきたい。

商 工 費



商店街活性化事業費

問 買い物弱者対策は、経済部・民生部が連携を取りながら、積極的に行政として取り組むべきではないか。

答 運営協議会を設置して進めることになっている。行政のみではなく、社会福祉協議会なども含め、連携を図りながら、進めていきたい。

土 木 費

住宅リフォーム促進補助金

問 予算の考え方が、3月議会が終わって申請が終了すると、春に補正予算を出すことが繰り返されている。新年度も同様なことを考えているのか。

教 育 費



教育振興事業費（就学援助費）

問 行政側から働きかけることは難しいと思うが、

答 申請件数の状況が当初予算で説明したものと大幅に掛け離れたものになった場合は、議会と相談していきたい。

公園維持管理事業費

問 計画的に修繕することとは理解できるが、子どもたちがもう少し遊びたいという希望が持てるような設置計画を考えてはどうか。

答 新たな公園など、再配置の計画はないが、既存の部分で利用できるような、特色のある公園として今後、再整備をしていきたい。

該当世帯に対する周知方法は。

答 各担任に制度を周知した中で、就学児童生徒の家庭環境などの状況を随時入手しているため、何らかの家庭状況の変化を把握できた場合は、パンフレットを各学校に改めて配付するなど周知には努めている。

学校保健事業費

問 本町児童の虫歯が全国平均と比べて10割以上高い。何らかの処置や学校現場との協議はどうか。

国民健康保険会計

一般被保険者療養給付

費

問 医療費自己負担の減免申請の件数が非常に少ないという印象を持っている。制度の周知はどのようにされているのか。

答 これまでも、広報やホームページを活用して、周知しているが、今後も民生委員などの協力を得ながら、さらに周知の徹底を図りたい。

債権管理条例を新規制定

次の条例について、制定及び改正を行いました

条例等

こんなことを決めました

■条例の新規制定

・債権管理条例

町の財政を健全に保ち、町民負担の公平性を確保するため、債権の適切な取り扱いを進めるとともに、徴収不能な債権の処理基準を明確にする必要があることから、町の債務管理に関する事務処理について、必要な事項を新たに条例で定めました。

また、次の事項に該当する場合に債権を放棄できる旨を規定し、債権放棄を行った場合は、議会に報告することになります。

- ①破産・会社更生法等の適用による免責
- ②債務者死亡後、相続財産が債権額以下の場合
- ③債務者が行方不明
- ④徴収停止後も、なお徴収が著しく困難・不适当
- ⑤債権の強制執行後の残債権について履行の見込がない
- ⑥私債権について、消滅時効の期間が満了
- ⑦生活保護又はこれに準ずる世帯で、資力の回復が困難な場合

■条例の一部改正

・附属機関に関する条例

福豊小学校の閉校に伴い、学校給食運営委員会の構成員である小学校、中学校の校長の人数を改正しました。

・非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、非常勤職員の名称を改正しました。

・職員の給与に関する条例

平成17年度人事院勧告による改正（給与構造改革分）に伴い、平成18年4月1日付けで切り替えられている給料月額に達するまで支給されている経過措置額を国家公務員の給与改定に準じて廃止しました。

・手数料徴収条例

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正による字句の整理のため、条例上の法律の名称を改正しました。

・町営住宅管理条例

南団地・美富団地の駐車場整備に伴う有料化及び駐車場相互間の均衡を図るため、既に有料化している旭団地及び借上公住の駐車場使用料のうち、複数区画を使用する際の使用料を改正しました。

■規約の変更

・美幌地域3町障害程度区分認定等審査会共同設置規約

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めることに伴い、規約の名称等を変更しました。

・北海道市町村職員退職手当組合理約

上川中部消防組合、伊達・壮瞥学校給食組合が解散脱退することに伴い、規約を変更しました。

4件の意見書案を可決

ＴＰＰに関する意見書
を全議員で提出

意見書案

こんなことを決めました

要支援者への介護予防給付の従来どおりの継続・特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来どおりとすること・利用者負担増の中止を求める意見書

厚生労働省は当初の方針を転換し、要支援者に対する訪問介護・通所介護のサービスを介護保険から外す方針を打ち出したが、多くの要支援者や事業所などにとって当初案と変わらず深刻な影響が予想される。制度開始以来、介護保険料は大幅に引き上がっており、そのうえ利用料負担を上乗せすることは、必要な介護を奪うことに繋がるのではないかと懸念される。国の責任で制度の持続可能性と公平性を確保するためにも、国においては、次の事項について実現するよう強く要望する。

- ① 要支援者に対する介護予防給付を従来どおり継続すること。
- ② 特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず、従来どおりとすること。
- ③ 利用者負担を増やさないこと。
- ④ 介護保険財政に国が責任を持つこと。



【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

利用者本位の持続可能な介護保険制度確立を求める意見書

少子高齢化が進展する中、高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりと介護労働者が安心して働き続けられるためにも、国においては、次の事項について実現するよう強く要望する。

- ① 現行の予防給付を維持すること。
- ② 予防給付は、介護の重度化防止という観点から有効であるため、自立支援効果の期待できる予防給付が行われるようケアマネジメントを強化すること。
- ③ 長期的・継続的負担となることを考慮した所得要件とすること。
- ④ 介護人材を確保するため、介護労働者を安定的に確保するロードマップを示し、処遇改善及び人材育成・確保への財政措置を含めた施策を講じること。
- ⑤ 地域包括ケアシステムの推進にあたり、24時間定期巡回・随時対応サービスや小規模多機能サービスの現状を検証し、改定・改善策を進めること。

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書

北海道には公共職業安定所などの国の出先機関が各地に存在し、住民の安心と安全を支えているが、北海道の人口減少や行政改革の推進、相次ぐ定員削減の影響を受けて、撤退・縮小の傾向にある。北海道の広大な面積、積雪寒冷地であるなどの地理的特殊性を踏まえると、安易な出先機関などの撤退・縮小は容認できず、行政機関の撤退に伴う地域経済に影響を及ぼし、更なる地域間格差を生み出す恐れがあるため、国においては、行政サービス維持の観点から次の事項について実現するよう強く要望する。

- ① 国の出先機関改革にあたっては、廃止、地方移管を前提としないこと。
- ② 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を図るため、必要人員を確保すること。
- ③ 現在国で行われている業務について、十分な議論もない中で、拙速な民営化、独立行政法人化、業務委託化を進めないこと。

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣

国益なきＴＰＰ合意に断固反対し、国会決議の遵守を求めるＴＰＰ交渉等国際貿易に関する意見書

これまででも、ＴＰＰ協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてきたが、国においては、次の事項について実現するよう強く要望する。

- ① 政府は、ＴＰＰ交渉に関する情報開示を徹底し、交渉過程の透明性を確保するとともに、平成25年4月の衆参両院の農林水産委員会での決議を遵守するとともに、国会決議を守れない場合は、ＴＰＰ交渉から脱退すること。
- ② ＥＰＡ・ＦＴＡ等の全ての国際貿易交渉では、多様な農業の共存を基本理念として、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持するという基本方針を堅持するとともに、特に日豪ＥＰＡ交渉については、平成18年12月の衆参両院の農林水産委員会での決議を遵守すること。

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、ＴＰＰ担当大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、総務大臣



一般質問には
7人が登壇

質問者と質問項目

こんなことを聞きました

■中嶋すみ江議員……………8頁	①ひとり親等の外来医療費助成
②産前・産後ヘルパー	③一時預かり事業
■新鞍峯雄議員……………9頁	①空き家対策
②子ども・子育て支援事業計画	■坂田美栄子議員……………10頁
①まち育講座・まち育出前講座	②地域サポーター制度
③教育行政執行方針	■上杉晃央議員……………11頁
①過疎債事業の活用	②防災対策
③政策情報の公開	■岡本美代子議員……………12頁
①地域集会所の給湯器設置	②高校との連携・協力
■吉住博幸議員……………13頁	①町長の政治姿勢
②人員配置・人事評価	③図書館施設
■大江道男議員……………14頁	①国保税の引き下げ
②緊急防災・減災事業	③全国学力テストの公表

ひとり親等の
外来医療費助成

問 親の外来通院費助成を再度検討する考えは

中嶋
すみ江議員 答

福祉政策全体で検討する考えであるため、親の
通院費は、現行制度を継続していきたい

問 ひとり親家庭等の親の
外来医療費負担助成が平成
21年8月に廃止され、3割
負担となったが、前制度の
復活など、再度検討する必
要があるのではないか。

答 ひとり親家庭以外にも、
乳幼児や重度心身障害者の
医療費に対して、町単独の
上乗せ措置をしているほか、
各種健診の助成や子育て支
援、高齢者・障害者対策な
ど、あらゆる福祉政策を展
開することが必要である。
厳しい財政状況の中でも、
福祉政策全体で検討する考
えであるため、ひとり親家

庭の親の通院費については、
現行制度を継続していきたい。

問 先日の満足度調査の中
でも、ひとり親家庭の親の
医療費助成を望む声があっ
た。町としての考えはどう
か。

答 平成21年の改正の際に、
受診内容を調査した結果で
は、歯科に通院する方が非
常に多いということがわか
り、その減額になった部分
を保育園の時間延長保育の
方にシフトすることで内容
を改正してきた。制度改正
後、時間も経過しているた
め、定期的に実態を調査し
限られる財政の中で総合的
に考え、事業を実施してい
きたい。

産前・産後ヘルパー

制度の導入を考えては

問 出産前・出産後の子育
てや、体調不良で家事や育

児が困難な際に、家族など
の援助を受けられない方が
利用できる産前・産後ヘル
パー制度の導入を考えては
どうか。

答 保健師が実施している
養育支援訪問事業の専門的
な相談支援を通じ、対象家
庭を把握する中で、今後ニ
ーズの把握や費用負担の在
り方などを研究していきたい。

問 本町は自衛隊の町であ
り、妻を残して演習に行く
夫にとっても安心できる取
り組みになると思うが。

答 本町には、駐屯地があ
るが、町外から転入してく
て、町内に身寄りがいない
若い方もいる。それは同じ
認識であるため、今後、調
査研究していきたい。

一時預かり事業

事業内容の充実を図るべきでは

問 一時預かり事業は、子

育て中の母親など、家庭で
困っている方の助けとなる
ため、利便性がある支援を
するべきと考えるが、事業
内容の充実を図ってはどうか。

答 この事業は、緊急一時
的に保育を必要とするケー
スに限られるため、保護者
のリフレッシュなどの事由
での利用はできないが、町
内での民間保育事業者で、
一時預かり事業が利用でき
ることを町のホームページ
などで周知を図り、利用し
やすい環境を整えたいと考
えている。本町の一時預か
り事業の内容を変える予定
はない。子育て支援は、行
政だけではなく、民間保育
事業者や地域見守りボラン
ティアの方々など、社会全
体で支えていくことが必要
である。少子高齢社会を迎
え、民間保育事業者などと
連携を図り、安心して子育
てができる環境の整備を進
めていきたい。

問 育児中の母親のリフレ
ッッシュ等を目的とした一時
預かり保育を重要と考え、
実施している自治体もある
が、町の考えはどうか。

答 本町の一時預かり事業

では、就業と本人・家族の
疾病により、一時的に保育
を行うシステムであるため、
保護者のリフレッシュ等を
目的とした理由は除外して
いる。採算ベースに合うと
ころは民間の力を借りるの
が、これからの行政運営の
方法であるため、緊急避難
的な預かり事業は行政が行
い、リフレッシュを含め、
その他の事由は、民間事業
者が実施するなど、仕分け
を行う必要がある。本町で
は、ボランティアの方も活
動されており、力を合わせ
ることで、いろいろな事業
が展開できると思うので、
ご理解いただきたい。



空き家対策

問 特別措置法案の成立前でも条例制定に着手すべきでは

新鞍

峯雄議員

答

市町村の義務付けや財源の見極めも重要であるが、先に向かって条例は必要だと考えている

問 本町でも、少子高齢化や核家族化等の進行に伴い、空き家が増え続けている。

これまで、国が空き家対策特別措置法案を提出する

見込みのため、情報収集を行い、空き家対策を進めて

いきたいとの答弁だったが、法案はまだ成立していない。

明るく安全で住み良いまちづくりを進めるためにも、条例の制定が必要と考えるが、町長の考えはどうか。

答 現在、国の法案の成立が遅れているが、空き家対策特別措置法案では、倒壊の危険性がある空き家への指導、助言、勧告、命令ばかりでなく、行政代執行の方法による行政執行をも可能とする内容が予定されている。本町としては法の規定に基づき、地域実態に沿った実効性のある条例制定に向けて取り進めていきたい。

問 昨年の10月時点で、2

72自治体が条例を制定している。法案の成立前でも、速やかに条例の制定に着手する考えはあるのか。

答 法律の中で町村が何かを義務付けられる見極めも重要であり、財源措置の状況では条例制定に影響を与える。決して実施しないという、後ろ向き発想ではないが、仮に法律上そのようなことができなくても、先に向かって条例は必要だと考えている。



子ども子育て支援事業計画

今後の取り組み等は

問 平成27年度から5カ年計画の「子ども・子育て支援事業計画」の策定について、

① 地方版子ども・子育て会議の設置状況については。

② 子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査の範囲や対象はどのように検討されたのか。

③ 平成26年度で終了する次世代育成支援行動計画後期計画の検証をどのようにするの。

④ 事業計画策定の現在の進捗状況と今後の策定に向けたスケジュールは。

答 ① 一般公募の3名と児童福祉関係機関や幼稚園など、子育て支援に関する事業に従事する方など16名を含め、合計19名で次世代育成支援推進協議会を設置し、

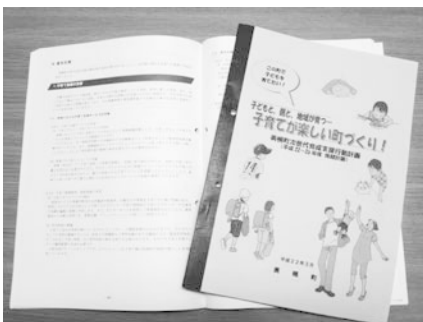
現在まで2回開催している。② 国が設置した子ども・子育て会議で検討された内容を参考に0歳から5歳までの就学前の子ども、現在、放課後児童クラブを利用している児童の保護者全員を対象に、ニーズ調査を実施している。③ 現在の次世代育成支援推進協議会の中で、後期計画の掲載事業の実績を報告し、各委員からの意見を参考として、民生部内で検証していきたい。④ 昨年実施のニーズ調査の結果速報値が出たところであり、今後、その内容を分析し、計画策定に必要な量の見込み、確保内容、実施時期などを次世代育成支援推進協議会に諮り、北海道との協議調整も重ねながら、概ね今年の秋頃には素案を決定していきたいと考えている。

問 新たな事業の考え方の中で、利用者のニーズを正確に把握し、地域子育て支援拠点事業などの関係機関とのネットワークづくりが必要ではないか。

答 ニーズ調査を実施しているが、より広い範囲の多くの声を聞きながら、計画を策定し、少子化対策としてしっかりとしたものを作り上げていきたい。

問 これまで行ってきた事業を検証する中で、利用料が少なくても重要性の高いものは残すなど、内容の精査が重要ではないか。

答 住民にとって必要なものは、総合的施策として展開できるように、地方の声を出しながら、民間でできるものは民間にお願いするなど、他町村の状況も見ながら良い計画を作っていきたい。その結果、やはり住んでいて良かったという実感のできるまちづくりに努力していきたい。



まち育講座・
まち育出前講座

問 町民の関心度や講座の利用状況は

坂田

美栄子議員

答

まち育出前講座は利用者が増えている状況にある
引き続き、一層のPRに努めていきたい

問 町民・議会・行政が情報共有し、町政の参加や地域活動への参加を促進するため、積極的に情報提供をすることとされているが、町民の関心度や講座の利用状況はどうか。

きたい。

答 出前講座のメニューも、町民の方々にわかりやすい内容、関心が持てるような表現の仕方であればもっとわかりやすくなるのではないか。

問 制度の趣旨は間違っていないと思うので、引き続き、見直しや工夫をするなど、努力していきたい。

地域サポーター制度

地域福祉との連携を図っては

問 各自治会では、高齢化が進み、厳しい状況が増えてきている。地域福祉に関わり、地域サポーター制度が連携することで、もっと効果が出るのではないかと。現段階では、具体的に示すものはないが、自治会連合会と協議を重ねながら、地域福祉の充実と地域サポーター制度の在り方を研究していきたい。

教育行政執行方針

フッ化物洗口の取組状況は

問 本町でも、平成24年7月からフッ化物洗口を導入し、1年半が経過している。実施の有無は任意としているが、参加されない児童に対して、予防効果の説明は行われているのか。

答 「丈夫な歯を子どもたちに」を合い言葉に虫歯になるリスクを軽減し、歯科治療費の節減も期待できるフッ化物洗口の実施に理解が得られるよう、引き続き、各小学校を通じて保護者の方々に働きかけていきたい。コミュニケーション力の考えは

問 放課後を利用して、コミュニケーションに関する力を付けるために勉強だけではなく、友達と過ごし、新しいことに挑戦するなど、多様な経験を積ませたいと

望んでいる親は約70％いると言われている。本町での子どもたちのコミュニケーション力をどのように考えているのか。

答 子どもたちには、多様な集団の中で、互いの考えや気持ちを認め合い、尊重協力し合うなど主体性に良い人間関係を形成しながら、自己を成長させていくコミュニケーション力の育成を図ることが必要のため、学校教育と社会教育が連携を図りながら、子どもたちの発達の段階に応じたコミュニケーション力の育成に努めていきたい。

避難訓練の考え方は

問 近年は、想定外の災害が発生し、子どもたちには自分を守るための知識、訓練が必要である。1年に1回の訓練では何も身につかないと思うが、その考え方についてはどうか。

答 各小・中学校では、火災や地震を想定した避難訓練を年2回程度実施している。近年の異常気象を踏まえ、台風や竜巻、雪害、河川の氾濫など、本町の地域特性に応じた訓練や事前指



導を行わずに抜き打ちで訓練を行うなど、不測の事態、想定外の災害に備えた実践的な避難訓練の実施に努めていきたい。

明和大学の魅力ある授業内容は

問 高齢になるほど、学習できる交流の場、楽しむことができる場が必要だと思うが、どのような施策を考えているのか。

答 新年度では、学生の要望も最大限に取り入れながら授業やクラブを担当する先生方の協力を受けつつ、学びを充実させ、高齢者の生きがい創出のため、引き続き鋭意努力していきたい。

過疎債事業の活用

問 町民会館改修を過疎計画に盛り込むべきでは

上杉
晃央 議員

答 過疎債を活用した改築を考えており、優先度の高い事業として計画に盛り込んでいきたい

問 過疎債事業の活用について、

①過疎債の活用には、過疎計画の策定が必須であるが、取組状況と計画策定の議決までのスケジュールは。

②町民会館は、公共施設の中でも、特に町民の利用頻度の高い施設である。特にエレベーターの設置は極めて優先度の高い町民要望であり、過疎債という財源確保が可能なことから、速やかに計画に盛り込み、実施を考えてはどうか。



答 ①昨年11月に、過疎市町村に追加指定される情報を得て以降、事務レベルで北海道の担当者と情報交換を行っている。今後も情報交換を密に行い、計画策定の早期着手に向けた努力をしていきたい。

②過疎債を活用した改築を考えており、平成26年度に改築計画を立てた上で、優先度の高い事業として過疎計画に盛り込んでいきたい。

防 災 対 策

法改正に伴う計画の見直しは

問 防災対策について、

①災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が市町村に求められている。法改正に伴う、本町の地域防災計画の見直しの考え方はどうか。

②個人情報提供に伴う適正管理の考え方はどうか。

③災害時要援護者支援制度に基づく登録状況、本来登録が必要な対象者の未登録者の状況は。

④災害時要援護者の避難支援や救護を迅速、適正に実施するため、災害時要援護者を誰が支援し、どの避難所に避難させるかを中心とした避難救護に関する情報を避難支援個別計画の作成として求められているが、現在までの取組状況と今後の見直しはどうか。

答 ①2月26日に防災会議を開催し、災害対策基本法の改正に沿った本町の地域防災計画を修正している。

今後は、修正後の計画を北海道へ報告するとともに、関係機関との協力を得ながら地域防災計画に基づいた防災体制の整備に努めていきたい。

②災害対策基本法、地域防災計画に基づき、避難支援関係者へ守秘義務を認識す



るとともに、団体内部での避難行動、支援者名簿の取り扱いの制限などについて指導を徹底していきたい。

③2月26日現在、登録対象者数2390名、登録者数422名、未登録者数1968名となっている。

④申請があった方々を要援護者台帳に登録し、自治会や民生委員の協力を得て避難支援個別計画を策定しているが、年に2回の更新を自治会に依頼し、最新の情報収集に努めている。今後は、避難行動要支援者名簿の作成に向けて、要援護者の障がい者などの要配慮者の情報の把握を進めたい。

政策情報の公開

ルール化をするべきでは

問 議会は、行政が推進する政策を町民目線でしっかりと審査、議決する責務があるが、それを実現するために、行政の政策情報を共有することが不可欠であり、情報を共有することで行政の政策水準が高まるとともに、町民に開かれたまちづくりが前進するものと確信しているが、政策情報の公開についてルール化すべきでは。

答 政策を進めるうえで、町の基本となる計画の策定や町民の生活に大きな影響を及ぼす施策の決定について、審議会等の会議の開催、意見交換の開催、パブリックコメント手続の実施、その他適切な方法により町民の方々に町政への参加を求めている。今後は全庁的に公表する資料の内容をより分かりやすくするなどの改善に努め、町民・議会・行政の情報共有を図り、町民主体の自治を推進していきたい。

地域集会所の
給湯器設置

問 全ての地域集会所に給湯器を設置してはどうか

岡本

美代子議員

答

現在、8施設が未設置となっているが、自治会の意向を確認しながら設置していきたい

問 地域集会所で高齢者が集まって食事を開き、高齢者の引きこもりの解消や、一人暮らしの方に近所の方々と交流を促す事業等を各自治会でやっているが、冬の寒い時期に給湯器がなく、大変苦労されている施設もある。少しでも使い勝手を良くし、自主活動の環境を整え活発に活動できるためにも、給湯器を設置してはどうか。

答 平成12年以降に建設



された集会所は給湯器を建設時に設置しており、それ以前に建設された14施設は自治会からの要望に添って随時、設置している状況である。現在8施設が未設置となっているが、自治会の意向を確認しながら設置していきたい。

問 自治会の意向を確認しながら、給湯器の設置を検討することだが、台所を使うことが多い女性の意見を確認してはどうか。

答 自治会長ばかりではなく、老人クラブなど、実際に利用する方々の状況を聞きながら、未設置の集会所を管理する自治会と協議していきたい。

高校との連携・協力

具体的な取組内容は

問 美幌高校の教育活動を広く情報発信し、町内唯一の高校として町全体で支え

る気運を高め、魅力ある高校づくりを支えていくという取り組みや生徒確保に向けた必要な手立てを町行政と連携を図りながら実施することであるが、その具体的な内容とは。

答 町内唯一の高校を支えるべく、教育委員会としても、少しずつではあるが、連携協力を深める体制づくりを進めている。地域で学び、成長した「美高生」は将来の美幌町を支える大切な担い手になると確信しており、町行政をはじめ、関係者との意見交換を積み重ねながら、美幌高校の活動を支える有効策を打ち出していきたい。

問 新年度から予定されている学習サポート事業の具体的な事業内容とは。

答 近年、非常に子どもたちの基礎学力が落ちており、先生方だけではフォローできない部分を何とか支援す

る目的で、今年度は小学生を対象に1回実施している。新年度からは、学習をサポートする事業を、全ての小・中学校で夏休みと冬休みの年間10日間程度実施すること考えている。

これまでは、大学生のみに協力を求めてきたがが、児童・生徒から見ても、比較的年齢の近い高校生に勉強や余暇の部分のサポートに加わってもらう趣旨で実施したいと考えている。

問 生徒確保のため、校長と教育長が同行して管内を回ることが過去にあったと思うが、教育長として同行する考えはどうか。

答 地元の生徒が行きたくなるような、魅力ある学校づくりは私どもができることではないので、きちんと美幌高校が町内の生徒に示して欲しいというお願いはしている。

教育委員会の立場としては、地元の生徒に自由に選択をして、自分に合った学校に行って欲しいという面と、地元の唯一の高校であるため、きちんと教育を守っていくという2つの面がある。町外の方々にぜひ本

町に来て欲しい旨をお願いすることは、一向に構わないと思っています。

問 少子化で仕方のないことではあるが、生徒たちが減っていく、高校が弱体化していくところを見ていると、町としても強く見守っていく体制づくりが非常に重要ではないのか。

答 高校、特に普通科の指導体制をどのようにしていくのかを具体的に町民、これから進学する生徒たち、保護者などに示す必要があると思う。いずれにしても、今後も町を挙げて応援していきたい。



町長の政治姿勢

問 既存の河川敷の増設であれば、早期の着手は可能では

吉住
博幸 議員

答 改めて検討する中で、農地の整備は難しいと認識しており、近いうちに説明したいと考えている

問 パークゴルフ場施設整備に向けて地権者との交渉や関係機関との打ち合わせなどの経過状況は。

答 昨年の12月議会で答弁したとおり、検討した12カ所の候補地を踏まえ、町長として最終決断をする段階にある。将来の財政負担を考えた上で、整備場所にさまざまな課題があるため、面積の確保、周囲の環境、交通アクセス、地権者や農地の問題等を総合的に考え、どの選択肢が町益、町民益



のために最善なのか、最終決断に向けている。

問 町長の新春の集いで「現在のパークゴルフ場の上手に延長する案もある」と新聞報道されている。既存の河川敷の増設であれば、速やかに着手が可能ではないのか。

答 改めて検討する中で、農地の整備は難しいと認識している。そう遠くない時期にしっかりと説明したい。

人員配置・人事評価

それぞれの考え方は

問 事務事業量に合った適正な人員配置はされているのか。

答 行財政改革の推進による職員の抑制に努める中で、「最小の経費で最大の効果を上げる行政組織」という行政運営の基本原則に基づき、より精度の高い機動的な組織体制とするため、

見直しを行っている。今後、も地方分権の推進、時代のニーズに即応した組織体制づくりに努めていきたい。

問 人事評価について、①人事評価の必要性とその結果の活用をどのように考えているのか。

②過去の人事評価の結果をどのように活用、反映されたのか。

③職員各々の絶対評価以外に、他の職員と比較する総体評価も必要ではないのか。

④人事評価の結果を踏まえ、給与の減額や降格等の分限処分の実施を制度化している自治体もあるが、本町の考えはどうか。

答 ①自治基本条例の中で、職員の責務が規定されている。公平かつ適正に職務を遂行し、町民との信頼関係を構築するためにも人事評価システムの導入は必要不可欠だと考えている。評価結果を給与等に反映さ

せ、人材育成や人事管理に活かしていきたい。

②平成16年度、17年度に管理職を対象に試行実施しているが、評価結果を給与等に反映していない。

③今後、課題等の整理、見直しを行いながら職員の資質、能力及び勤務意欲の向上を図られる人事評価制度となるよう進めていきたい。④勤務成績が不良であることで直ちに処分を行うのではなく、当該職員に対し、注意・指導を繰り返し行うべきと考えている。国家公務員の制度を踏まえ、同様の仕組みを検討していきたい。

図書館施設

駐車場の拡充を図る考えは

問 図書館施設について、①駐車スペースが不足しているため、正面玄関西隣の花壇を撤去し、駐車場の造設を図るべきではないか。

②蔵書が本棚に収まらず、閲覧するスペースにゆとりがない現状にある。近い将来の重要な課題だと思うが、図書館建て替えを模索する考えは。



答 ①花壇撤去による駐車場整備については十分理解できるが、費用対効果や今後の建て替えを考えると、現時点での整備は難しい。②新築後、既に35年が経過する中、町民ニーズの多種多様化により、書架をはじめ、図書館全体が狭隘になっていることに加え、建物の老朽化が進んでいる。町民の利用しやすいゆとりある図書館への建て替えが必要と考えているが、図書館ばかりでなく、町内の公共施設全体が改修、建て替えの時期に来ていることから、今後、協議していきたい。

国保税の引き下げ 問 基金の活用が見送られている理由は何か

大江
道男議員

答 健全な運営、安定財源の確保を維持することが重要であり、国保基金の運用は慎重にならざるを得ない

問 国保税引き下げについて、

① 昨年の12月議会では3億6千万円の国保基金を保険事業、保険税引き下げなどに活用を提起し、町長は担当への指示を答弁されている。新年度での具体的な活用状況はどうか。

② 平成23年度の全道157保険者平均と比較し、1世帯当たり5万1千円余りも高い本町の国保税の引き下げには、基金活用が見送られているが、どのような理由なのか。

答 ① 健康づくり推進費として、がん検診、個別予防接種、運動指導業務等への負担金が基金充当先となっている。今後も、保健・医療・福祉の連携を図り、町民一人ひとりの健康を守るため、基金の積極的な活用を図るなど全力で取り組んでいきたい。

② 国保事業の健全な運営、



安定した財源の確保を維持することが重要であり、国保基金の運用は慎重にならざるを得ない状況にある。今後も国の動向を注視する中で、情報の収集を行うなど、新制度の内容を見極めながら、万全な対応をしていきたい。

問 町長は、つらい思いをして国保税を納税された方の納得を得られるように検討したいと答弁されていた

が、予算編成権者としてどう考えているのか。

答 将来を見据えて1、2年間国保税を引き下げ、4年目から再度引き上げするという状況は、返って町民の方々に混乱を与えていると思う。どのように基金を活用するかの考えをしっかりと持たないとならないと思っている。

緊急防災・減災事業

耐震化に当事業を活用すべきでは

問 緊急防災・減災を目的に、地方単独で災害時の避難所や災害対策の拠点施設の耐震化事業に対し、平成26年度からの3年間で交付税措置する事業が予算計上されている。消防署庁舎、役場などの災害対策の拠点施設、町民会館、各町内会集会所等の避難所の耐震化に当事業の活用を検討すべきではないか。

答 補助事業等を活用した場合でも、後年度の一般財源負担が生じ、事業規模によつては財政運営上、大きな影響を及ぼすことから計画的な取り組みが重要である。今後、耐震化や再配置を合わせた総合的かつ計画的な「公共施設等総合管理計画」を策定したうえで、計画的な管理の推進を図っていきたい。

全国学力テストの公表

結果を公表する目的は

問 全国学力テストの公表について、

① 本町は、オホーツク管内でも唯一学校別公表に賛成と表明されているが、その目的は何なのか。

② 結果の公表はどのように行う考えなのか。

③ 学校関係者や保護者の意見との整合をどのように図られているのか。

答 ① 結果を公表することで、自らの説明責任を果たすとともに

に、「びほろっ子」の現状を広く伝えることで、保護者の理解と地域の方々の協力を得ながら、児童生徒一人ひとりに確かな学力を身につけさせる実効性のある取り組みを推進していきたい。

② 文部科学省が定める実施要領に基づき、適切に対処するが、学校別公表は学校生活や家庭学習に関する調査に限定し、平均正答率等の学力状況については、学校別ではなく本町全体の数値の公表を考えている。

③ 各校長と協議を重ねるとともに、学校評議員などの関係者の意見を参考にしながら、教育上の効果や影響を考慮し、慎重かつ適切に判断していきたい。



新たに美幌町議会の ホームページを開設しました

情報公開をよりいっそう進めます！

ホームページを新設し、新しい項目を追加しました

これまで、美幌町のホームページの中にある美幌町議会の項目を、4月から美幌町議会が新しく作成したホームページへ移行しました。

美幌町議会の項目を独立させることで、魅力のあるデザインで利用しやすいホームページを確立し、情報提供の充実を図ることを目的としています。

町議会は、町民を代表する選挙で選ばれた議員で構成され、町の議決機関とし

て、予算や条例などの議案審議や請願・陳情の審査などを行うほか、町の行政に対する調査権や検査権など広範囲にわたる権限を持つており、よりよい町民生活の実現のために、さまざまな活動を行っております。こうした町議会を町民の皆様にもっとよく知っていただき、少しでも議会を身近に感じていただければと思います。皆様のアクセスをお待ちしております。



事務調査を進めています

～経済建設常任委員会～

『産業振興』『建設水道行政』についてを調査項目に掲げて議会閉会中の事務調査を行っております。基本的に毎月第2・第4火曜日を委員会の開催日としております。



～総務文教厚生常任委員会～

『行財政改革』『教育行政』『民生行政』『医療行政』『防災』についてを調査項目に掲げて議会閉会中の事務調査を行っております。基本的に毎月第2・第4水曜日を委員会の開催日としております。



閉会中の活動

～政務活動費の公開・閲覧～

※平成25年度より、地方自治法の改正に伴い「政務調査費」は「政務活動費」に名称変更

政務活動に要する経費（使途基準）

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う町の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）
研 修 費	団体等が開催する研修会・講演会等への議員の参加に要する経費及び議員が行う政務調査活動のための研修会、講習会等に要する経費（会費、交通費、宿泊費、会場費、機材借上費、資料印刷費等）
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費（会場費、機材借上費、資料印刷費等）
会 議 費	議員が行う地域住民の町政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費（会場費、機材借上費、資料印刷費等）
資料作成費	議員が議会審議及び町の事業並びに地方行財政調査研究に必要な資料を作成するために要する経費（印刷製本費、原稿料等）
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）
広聴広報費	議員が行う議会活動及び町政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費（広報紙等印刷費、送料、交通費等）
事 務 所 費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所の賃借料、管理運営費等）
事 務 費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費（消耗品費、備品購入費、通信費等）

本町では、平成23年度から議員一人当たり月額2万円の政務活動費が交付されております。この政務活動費は議員活動をするうえで、必要な経費の一部として交付するものであり、使途は研修会参加費や書籍購入費など議員によってもさまざまです。ここでは、平成25年度交付分の政務活動費について、各議員から収支報告書の提出がありましたので、その概要についてお知らせします。

なお、収支報告書は議会事務局で6月30日から閲覧することができます。

平成25年度 政務活動費収支報告書

平成25年度 政務活動費 使途別集計表

（単位：円）

交付番号	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	合 計	構成比
区 分	大江道男	早瀬仁志	中嶋すみ江	松浦和浩	上杉晃央	岡本美代子	坂田美栄子	宗像密瑠	大原 昇	吉住博幸	橋本博之	古館繁夫		
1 調査研究費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
2 研 修 費	10,000	96,282	149,779	45,167	121,238	92,005	171,082	0	96,178	151,807	73,375	0	1,006,913	38.96%
3 要請陳情等活動費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57,300	57,300	2.22%
4 会 議 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
5 資料作成費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
6 資料購入費	107,701	20,400	86,175	54,084	62,844	87,060	69,009	14,500	16,500	65,945	56,698	64,200	705,116	27.28%
7 広聴広報費	66,650	0	0	0	166,316	0	0	42,168	0	0	0	90,953	366,087	14.17%
8 事 務 所 費	0	0	0	15,000	0	0	0	0	0	0	0	0	15,000	0.58%
9 事 務 費	40,475	5,360	43,056	109,011	90,100	23,573	0	32,414	5,360	21,817	57,486	5,360	434,012	16.79%
収支報告分合計	224,826	122,042	279,010	223,262	440,498	202,638	240,091	89,082	118,038	239,569	187,559	217,813	2,584,428	100.00%
返 還 金	15,174	117,958	0	16,738	0	37,362	0	150,918	121,962	431	52,441	22,187	535,171	
交付決定額(A)	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	240,000	2,880,000	
交付確定額(B)	224,826	122,042	279,010	223,262	440,498	202,638	240,091	89,082	118,038	239,569	187,559	217,813	2,584,428	
執行率(B÷A)	93.68%	50.85%	116.25%	93.03%	183.54%	84.43%	100.04%	37.12%	49.18%	99.82%	78.15%	90.76%	89.74%	

議会事務局からのお願い

議長宛の文書や案内状は、公務の日程調整が必要となりますので、議会事務局に持参又は送付くださいますようお願いいたします。

〒092-8650 美幌町字東2条北2丁目
美幌町議会事務局
TEL 0152-73-1111（内線411）

議会を傍聴しませんか

6 月定例会は 6 月 24 日
開会の予定です

日程が決まり次第、
町のホームページなどで
お知らせします。

あとがき

▼農業普及センターでは、今年の雪解けは過去20年で一番遅くなったそうです。農作業も遅れていました。ゴルデンウィークの好天で玉ねぎ・ビート・いもの作付けも一気に進み、この広報が届く頃には、畑も緑色一色になっていく頃でしょう。豊穡の秋を期待したいですね。

▼4月から消費税は5%から8%に改正されました。買い物をするたびに8%の重みを実感しています。上向いた景気に影響が出ないのか心配です。しかし、毎年全国各地で1兆円ずつ増えている福祉に役立てるようです。税金の使われ方をしっかりと見ていきたいものです。

▼6月は定例会が開催されます。市町村では、議会中継はまだまだ定着していませんが、本町議会では6年目に入ります。毎年視聴者の方は増えていますが、議場の緊張感はなく、伝えられる審議の様子を是非傍聴していただきたいと思っております。

議会広報編集委員会

委員長

大原 博之
橋本 昇
松浦 浩